国会事項

参議院

質問主意書提出

十月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国のがん検診における組織型検診への転換及びデータ一元管理に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一五号）

妊娠初期の女性の保護と母性健康管理指導事項連絡カードの早期周知等に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一六号）

妊娠初期の流産で産後休業を取得することができない問題等の改善に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一七号）

人事異動

内閣

宇山　智哉　木村泰次郎　北川　洋
藤原　章夫　吉田　博史　三井　靖広
赤堀　毅　渡邉　洋一　前田　未央
實生　泰介

特命全権大使に任命する（各通）
梅津　茂

特命全権公使に任命する
山元　裕史

最高裁判所判事に任命する（以上十月二十七日）

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　**葉梨　康弘**

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十月二十八日）

法務省

最高裁判所判事
安浪　亮介

検察官適格審査会委員に任命する
平木　正洋

同
検察官適格審査会予備委員に任命する（以上十月二十五日）

○定年退官
札幌区検察庁副検事山崎秀行は、検察庁法第二十二条第一項の規定により十月二十七日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

十月二十七日午後七時四十分、宮中において、特命全権大使宇山智哉、同木村泰次郎、同北川洋、同藤原章夫、同吉田博史、同三井靖広、同赤堀毅、同渡邉洋一、同前田未央、同實生泰介及び最高裁判所判事山元裕史の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、トルコの共和国記念日につき、十月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から九月十八日マルタ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十三日御答信があった。

天皇陛下から九月十六日ハンガリー大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十五日御答信があった。

天皇陛下から八月十四日ガボン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十九日御答信があった。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,194円」を「１時間1,256円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,197円」を「１時間1,258円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,180円」を「１時間1,231円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

島根労働局長　中村　昭彦

第４号中「１時間1,069円」を「１時間1,105円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月30日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,176円」を「１時間1,238円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月10日から効力を生ずる。

法務省告示配第百六十九号

新潟県南魚沼市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月三十日　法務大臣　山下　貴司

新潟県南魚沼郡石打村大字関百七番地
吉川　正信

法務省告示配第百七十号

愛知県稲沢市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月三十日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、稲沢市役所又は名古屋法務局一宮支局に照会すること。

令和八年十月三十日　法務大臣　山下　貴司

愛知県中嶋郡長岡村大字四貫九十五番戸
橋村藤太郎

公告

諸事項

工場財団

大阪府大阪市中央区道修町三丁目５番11号**神ケ浦バイオマス発電株式会社**の神ケ浦市中神５番６神ケ浦バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年10月30日

千葉地方法務局木更津支局